

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第1項	認知症対応型老人共同生活援助事業者への改善命令	介護保険課

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第1項に基づき、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が同法第14条の4の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。